

○由布市の共催、後援及び協賛に関する要綱

平成22年4月1日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が共催、後援及び協賛（以下「共催等」という。）を行う行事の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、後援の名義使用を認めることをいう。
- (3) 協賛 行事の趣旨に賛同し、物品等の提供を行うことをいう。

(共催等の名義)

第3条 共催等について使用を承認する名義は、「由布市」とする。

(承認の基準)

第4条 市が、共催等の承認を行う基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。
 - ア 国、地方公共団体及びこれに準ずるもの
 - イ 文化団体、学術研究機関、報道機関、産業・経済団体及びその他の団体で、当該団体の設立目的、活動状況等が市行政の推進方針に即したもの
 - ウ その他市長が特に適当と認めるもの
- (2) 行事の内容等が、公共性又は公益性を有し、市民生活の福祉の向上及び産業、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 個人が主催するもの

- イ 営利を目的とするもの
- ウ 政治的又は宗教的目的を持つもの
- エ 特定の思想、流派又は系列に偏るもの
- オ 主催者の構成員の親睦を目的とするもの
- カ その他市長が不適當と認めるもの

(承認の申請)

第5条 共催等の承認を受けようとするものは、由布市共催等承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として開催期日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の役員名簿及び規約又はこれに類する書類
- (2) 事業の目的及び内容が付された開催要項又はこれに類する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を精査し、その承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、共催等の承認の可否を、由布市共催等決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第7条 共催等の承認を受けたものが、それに係る行事の内容等を変更しようとするときは、変更の内容等について記載した由布市共催等承認申請変更届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、共催等の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その是正を求め、又はその承認を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (2) 事業内容等の変更により、第4条に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。

- (3) その他承認をすることが不適當であると認められるに至ったとき。
- 2 前項の規定により、共催等の承認を取り消された場合において、主催者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

由布市共催等承認申請書

年 月 日

由布市長 様

申請者 団 体 名

代表者氏名 ㊟

代表者住所

連絡先 氏 名
電話番号 () —

由布市による下記事業の(共催 ・ 後援 ・ 協賛)の承認をいただきたく申請します。

事業の名称			
事業の目的			
事業の内容	参加対象者	参加予定人数	
他機関への 依頼状況	主催	共催	後援
開催日時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分		
開催場所			
共催・後援・ 協賛の 具体的内容			
添付資料	<input type="checkbox"/> 団体の役員名簿及び規約又はこれに類する書類 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び内容が付された開催要項又はこれに類する書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

様式第2号(第6条関係)

由布市共催等決定通知書

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

由布市長



年 月 日付で貴団体から提出のあった由布市共催等承認申請書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	<input type="checkbox"/> 承認する	1 事業の名称 2 開催日時 3 開催場所 4 承認事項 5 周知事項 (1)承認された申請内容の変更又は申請の取消しをするときは速やかにその旨を届け出てください。 (2)承認後に、申請の内容に虚偽があったとき、若しくは市長が不適當であると認められるに至ったときは、この承認を取り消すことがあります。 (3)事業報告書の提出を求められた場合は、速やかに提出してください。
	<input type="checkbox"/> 承認しない	【理由】

様式第3号(第7条関係)

由布市共催等承認申請変更届

年 月 日

由布市長 様

申請者 団 体 名

代表者氏名



代表者住所

連 絡 先 氏 名
電話番号 () —

下記のとおり由布市の共催等承認を受けた行事の内容等に変更がございましたので、関係書類を添えて報告します。

承認の区分	共催	後援	協賛
変更事項			
変更前			
変更後			
変更の理由			

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）